

神奈川県農業経営新規アイデア実現支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産性の向上と担い手の育成・確保を推進し、県民の求める新鮮で安心・安全な魅力ある農畜産物の利用拡大を図るとともに、農業者が企業経営体へのステップアップを目指すことを支援する目的として、農業者が取り組む新規アイデア導入や施設等整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 補助事業者 | 補助金の交付を受け、補助事業を行う者をいう。 |
| (2) 間接補助 | 補助金の交付の対象となる事業を行う者に、県以外の者を経由して間接的に補助するものをいう。 |
| (3) 間接補助事業者 | 間接補助により事業を行う者をいう。 |

(補助の対象)

第3条 補助事業者、補助対象経費及び補助率は、表1のとおりとする。

表 1

区分	補助対象経費	補助率	補助事業者	限度額
農業経営 新規アイデア導入 事業	(1)新たな品種・品目又は、新たな販売・宣伝方法の導入 (2)上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	1 / 3 以内	就農年数4年以上であり、直近2か年の年間農産物販売金額が250万円以上であり、かつ1,500万円※を超えていない者、又は経営体。	補助対象経費から市町村等の補助金を控除した額または100万円のいずれか低い額
農業経営 新規アイデア施設 整備事業	(1)新たな栽培方法を導入するための機械・施設の導入 (2)上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費			補助対象経費から市町村等の補助金を控除した額または500万円のいずれか低い額

※ 畜産を主たる事業として営む者又は経営体は3,000万円を超えていないこと。

(補助額の算出方法)

第4条 補助額の算出方法は、前条の表1に応じ、同表の補助対象経費に補助率を乗じて得た額(当該額が限度額を超える場合にあっては限度額)以内とする。
2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利益等の排除)

第5条 補助事業において、補助対象経費の中に補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下、「補助事業者」という。)の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社(上記イを除く)

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（申請書の提出期日等）

第6条 規則第3条第1項の規定による農業経営新規アイデア実現支援事業の補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）の提出期日は、知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条第2項第4号の規定による交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県農業経営新規アイデア実現支援事業計画書(要領様式1)
- (2) 神奈川県農業経営新規アイデア実現支援事業実施設計書(参考様式2)※
- (3) 収支予算書（第2号様式）
- (4) 経営体役員等氏名一覧表（第3号様式）
- (5) その他知事が必要と認めた書類

※工事を伴う農業経営新規アイデア施設整備事業のみ提出

3 補助事業者又は間接補助事業者(以下「補助事業者等」という。)は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない

い。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は精算払とする。

(暴力団排除)

第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助事業者等が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を知事本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者等が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。
 - ア 補助事業の実施に係る経費の配分の変更のうち、補助対象経費の30%未満の変更。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者が、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、間接補助事業者に対し、前項と同一の条件を付さなければならない。

(5)その他、この要綱及び要領の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第10条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更(中止、廃止)承認申請書(第4号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、12月末日現在の状況を記載した事業実施状況報告書(第5号様式)により、1月31日までに行わなければならない。ただし、当該期日までに補助事業が完了したものについては、事業実績報告書(第6号様式)(以下「実績報告書」という。)の提出をもって代えることができるものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、実績報告書(第6号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定の日であった日の属する県の会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1)精算設計書(参考様式2 実施設計書と同じ場合は省略)※
- (2)収支精算書(第2号様式)
- (3)財産管理台帳(第7号様式)の写し※
- (4)契約書の写し及び完成写真
- (5)その他知事が必要と認めた書類

※工事を伴う農業経営新規アイデア施設整備事業のみ提出

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者等は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事

業者等は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、速やかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第15条 補助事業者等は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第17条ただし書の規定により知事が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 規則第17条第2号の規定により知事が別に定める機械及び重要な器具は、1件あたりの取得価格が50万円以上のものとする。
- 4 処分制限期間内において、財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事に承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により処分を承認するときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（書類の整備等）

第16条 補助事業者等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、当該収入及び支出についての証拠書類を備え、かつ、取得財産に係る補助金交付決定通知、実績報告書、その添付書類、財産管理台帳及びその他関係書類（以下「証拠書類等」という。）を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する証拠書類等については、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保管しなければならない。ただし、処分制限期間を経過していない取得財産がある場合は、処分制限期間において保管するものとする。
- 3 補助事業者等が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保管期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第17条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 補助事業者等の住所又は氏名（補助対象経営体にあつては所在地又は代表者）を変更したとき。（第9号様式）
- (2) 補助事業のうち工事を伴うものにあつては当該工事に着手したとき。（第10号様式）
- (3) 天災地変その他の事故により規則第17条の規定により定めた財産を損傷又は亡失したとき。（第11号様式）

(書類の提出先等)

第18条 規則及びこの要綱の規定による書類の提出先は、横浜川崎地区農政事務所又は所轄の地域県政総合センターとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月7日から施行する。